

スーパー定期預金 [単利型]

自由金利型定期預金<M型>

平成24年8月1日現在

ご利用いただける方	◎ 夢みらい支店にて普通預金口座を開設している個人のお客さま
取扱期間	◎ 通年
お預け入れ期間	◎ 定型方式 1年 ◎ 自動継続の取扱となります(元金継続、元利金継続)
お預け入れ方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	◎ テレホンバンキング・インターネットバンキングより一括預入 ◎ 一口座 10万円以上、1,000万円以内とします ◎ 10万円以上1円単位
払戻方法	◎ 満期日以後に一括して払戻します ◎ インターネットバンキングにより満期日の10日前まで満期解約予約ができます(満期解約予約をすると満期日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に普通預金口座へ入金となります)
利 息 (1) 適用金利	◎ 預入時における店頭表示の利率に、0.10%上乗せした金利を適用します 但し、店頭表示の利率は、預入金額300万円未満はスーパー定期(300万円未満)、300万円以上はスーパー定期(300万円以上)の利率を適用します ◎ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率に、0.10%上乗せした金利を適用します 但し、店頭表示の利率は、預入金額300万円未満はスーパー定期(300万円未満)、300万円以上はスーパー定期(300万円以上)の利率を適用します 金利については、当支店にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください
(2) 利払方法	◎ 市場動向により、上乗せ金利を変更する場合があります ◎ 元金継続の場合は、自動継続時に普通預金口座へご入金いたします 元利金継続の場合は、満期日以後に一括して支払います
(3) 計算方法	◎ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税 金	◎ 利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります マル優の取扱いはできません *平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります
中途解約時の取扱い	◎ 満期日前に解約する場合は、当金庫所定の中途解約利率が適用されます 預入期間に応じた期限前解約利息とともに支払います 但し、この計算に適用する約定利率は、預入日における店頭表示の利率を適用します なお、預入金額300万円未満はスーパー定期(300万円未満)、300万円以上はスーパー定期(300万円以上)の利率が適用されます ◎ インターネットバンキングから受付けた解約処理日は、翌営業日となります
苦情処理措置・ 紛争解決措置	◎ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談窓口(9時～17時、電話:0120-315-784)にお申し出ください ◎ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)及び兵庫県弁護士会(078-341-8227)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客様相談窓口または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください
その他参考となる事項	◎ 満期日以後の利息は、解約日または自動継続日における普通預金利率により計算します ◎ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)

ひろがる夢とたしかな未来



播州信用金庫

